# 平成２４年度　白馬村消防ポンプ操法大会　実施要領（案）

１．日　　時　　平成24年６月17日（日）

| | | |
|---|---|---|
| 受　　付 | 午前７時50分 | 別紙「タイムスケジュール」による |
| 開 会 式 | 午前８時30分 | |
| 競技開始 | 午前９時00分 | |
| 競技終了 | 午後１時10分（予定） | |

２．場　　所　　岩岳駐車場

３．大会役員　　大 会 長　　丸山　和之（団　　長）
副大会長　　横山　義彦（副 団 長）
審 査 長　　横川　宗幸（総務課長）
審査員等　　別紙「審査員表」による

４．競技要領　　(1)消防ポンプ操法
「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」及び「白馬村消防ポンプ操法大会調整事項」等による。
(2)放水競技
「白馬村放水競技実施要領」による。

５．審査要領及び審査会
審査は、「長野県消防ポンプ操法大会操法大会審査要領」により行い、審査会は、競技終了後直ちに実施する。

６．表彰式　　表彰は、閉会式において行う。
(1)チームの部
１位から３位までに賞状及び賞金を授与する（第１部、第２部、放水競技の部）。
(2)個人の部
白馬村消防団表彰規定に基づき、各部、各番員の最優秀選手１名に表彰バッジを授与する（第１部、第２部）。

７．選手名簿　　(1)消防ポンプ操法
別紙様式により、平成24年６月８日（金）までに総務課へ提出する。
(2)放水競技
別紙様式により、大会当日の主将会議において提出する。

８．使用器具　　使用器具は、出場チームが用意することとし、規格等は「長野県消防ポンプ操法大会

操法実施要領」に定められたものとする。

9．開会式、閉会式及び表彰式

┗┗┗開会式┓┓┓

(1)集　　合　　　　　　総指揮者　丸山　義行（統括分団長）

(2)開式のことば　　　　　　　　　横山　義彦（副団長）

(3)大会長あいさつ　　　　　　　　丸山　和之（団　長）

(4)優勝トロフィー返還　　昨年度優勝　第１部　　　　南部分団

第２部　　　　南部分団

放水競技の部　南部分団

(5)来賓あいさつ　　　　白馬村長　　　　　　　　　　太田　紘熙

北アルプス広域北部消防署長　伊藤　和實

白馬村消防委員長　　　　　　太田　誠

(6)審査員紹介　　　　　（司　会）

(7)審査長注意　　　　　横川　宗幸（総務課長）

(8)選手宣誓　　　　　　第２部の出場順１番のチームの代表者

(9)閉式のことば　　　　横山　義彦（副団長）

┗┗┗閉会式及び表彰式┓┓┓

(1)集　　合　　　　　　総指揮者　丸山　義行（統括分団長）

人員報告

(2)開式のことば　　　　　　　　　横山　義彦（副団長）

(3)審査結果発表　　　　　　　　　横川　宗幸（総務課長）

(4)講　　評　　　　　　　　　　　審査員代表

(5)表　　彰　　　　　　・チームの部

第　1　部　　１～３位

第　2　部　　１～３位

放水競技　　１～３位

・個人の部

第　1　部　　指揮者、１～４番員

第　2　部　　指揮者、１～３番員

(6)壮 行 式　　　激励のことば（団長）、謝辞（ラッパ長　太田　正純）

(7)閉式のことば　　横山　義彦（副団長）

(8)解　　散

# 白馬村消防ポンプ操法大会　タイムスケジュール

| 時刻 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|
| 6：30 | ・本部員　集合 | 本部設営：テント、机、電源等 |
| | | 会場設営：水利（水槽、ホース等）、火点等 |
| 7：30 | ・北部消防署　集合 | |
| | ・団員　集合 | 借用物品を本部テントへ |
| 50 | ・選手受付（本部テント） | 点呼、申告事項の確認 |
| | ・器具点検（公衆トイレ前） | |
| 8：10 | ・主将会議 | 注意事項の確認、くじ引き、放水競技選手名簿の提出 |
| | | ・各チームの主将及び分団代表者が参集 |
| | ・審査員打ち合わせ | |
| 30 | ・開会式 | |
| 9：00 | ・競技開始 | |
| | （第２部） | １チームあたりの所要時間：約 10 分 |
| 10：30 | | |
| | （第１部） | １チームあたりの所要時間：約 15 分 |
| 11：30 | ・第１部、第２部　競技終了 | |
| | （放水競技準備、昼食） | |
| 12：00 | ・競技再開 | |
| | （放水競技） | １チームあたりの所要時間：約８分 |
| 13：10 | ・競技終了 | |
| 20 | ・ラッパ吹奏披露、審査会 | |
| 30 | ・閉会式（表彰及び壮行式） | |
| 14：00 | ・解散、撤収 | |

平成２４年度　白馬村消防ポンプ操法大会　審査担当表

| | | 第１部（ポンプ自動車） | 第２部（可搬ポンプ） |
|---|---|---|---|
| 審査長 | | 横川総務課長 | 横川総務課長 |
| 審査班長 | | 横山本部長 | 横山本部長 |
| 総合 | 1 | 太田ラッパ長 | 太田ラッパ長 |
| | 2 | 丸山統括分団長 | 丸山統括分団長 |
| | 3 | 横山副団長 | 横山副団長 |
| | 4 | 柏原　俊樹（南部分団） | 柏原　俊樹（南部分団） |
| | 5 | 郷津　達也（中部分団） | 郷津　達也（中部分団） |
| | 6 | 塩島　公一（北部分団） | 塩島　公一（北部分団） |
| 指揮者 | | 西澤　健二（北アルプス広域北部消防署） | 西澤　健二（北アルプス広域北部消防署） |
| １番員 | | 細川　彰夫（北アルプス広域北部消防署） | 細川　彰夫（北アルプス広域北部消防署） |
| ２番員 | | 勝野　敦行（北アルプス広域北部消防署） | 勝野　敦行（北アルプス広域北部消防署） |
| ３番員 | | 飯島　実（北アルプス広域北部消防署） | 飯島　実（北アルプス広域北部消防署） |
| ４番員 | | 和田　毅（北アルプス広域北部消防署） | |
| 計　時 | | 栗田救護長・鈴木本部員 | 栗田救護長・鈴木本部員 |
| 計　器 | | 下川本部班長・太田本部員 | 下川本部班長・太田本部員 |
| 進　行 | | 総務課職員 | 総務課職員 |
| 庶務・計算 | | 太田雄介・総務課職員 | 太田雄介・総務課職員 |
| 会場設営他 | | 本部員 | 本部員 |

放水競技

| | | |
|---|---|---|
| 審査長 | 横川総務課長 | 総括 |
| 審査班長 | 横山本部長 | 総括補助 |
| 審査員１ | 横山副団長 | 総合、水利側 |
| 審査員２ | 丸山統括分団長 | 総合、火点側 |
| 審査員３ | 太田ラッパ長 | 総合補助、水利側 |
| 審査員４ | 下川本部班長 | 総合補助、火点側 |
| 計時１ | 栗田救護長 | タイム計測 |
| 計時２ | 鈴木本部員 | タイム計測 |
| 進　行 | 総務課職員 | |
| 庶務・計算 | 太田雄介・総務課職員 | |
| 会場設営他 | 本部員 | |

総合審査員配置図（第１部、第２部）

# 白馬村消防団表彰規程

平成 15 年４月１日　制定

改正　平成 21 年６月１日

（目的）

第１条　この規程は、白馬村消防団規則（昭和 32 年規則第１号。以下「規則」という。）第 19 条第２項の規定による消防団長の行う表彰について定めるものとする。

（表彰の種類）

第２条　表彰は、次の各号に定めるものとする。

(1)功績章

(2)功労章

(3)技術章

(4)10 年勤続功労章

(5) ５年勤続功労章

(6)ラッパ功労章

(7)消防ポンプ操法大会優秀賞

（表彰の基準）

第３条　前条の表彰は、次の各号に定める基準を満たす団員に対して授与することとする。

(1)功績章

勤続 15 年以上で、勤務勉励平素よく率先垂範して消防の使命に尽瘁し、消防上特に功績のあった者

(2)功労章

勤続 10 年以上で、勤務勉励技能熟達し、消防任務の遂行上功労顕著であり、他の模範と認められる者

(3)技術章

勤続５年以上で、特にポンプ操法、ラッパ吹奏、水防、救護等に卓越した技術力を有し、指導者としてふさわしいと認められる者

(4)10 年勤続功労章

勤続 10 年で、勤務成績優秀な者

(5) ５年勤続功労章

勤続５年で、勤務成績優秀な者

(6)ラッパ功労章

ラッパ員として勤続５年で、勤務成績優秀な者

(7)消防ポンプ操法大会優秀賞

消防ポンプ操法大会において、特に優秀な成績を収めた者

２　前項第１号から第６号の表彰における勤続年数の基準は、毎年４月１日現在とする。

（表彰の具申及び審査）
第４条　各分団長は、前条第１項第１号から第６号に定める表彰基準に該当すると認められる者につき、毎年３月10日までに消防団長に具申するものとする。
２　表彰の審査は、前条第１項第１号から第６号に係るものは正副分団長会議において行い、前条第１項第７号に係るものは消防ポンプ操法大会審査会において行う。

（表彰の時期）
第５条　第３条第１項第１号から第６号に定める表彰は原則として、毎年消防団出初式の行われる日にこれを行い、第３条第１項第７号に定める表彰は、毎年消防ポンプ操法大会の行われる日にこれを行う。

（徽章の形状）
第６条　徽章の形状は別に定めることとする。

（徽章の使用）
第７条　消防団員が制服を着用する際は、常に徽章を付けることとする。ただし、職務遂行上支障のある場合はこの限りではない。

附　則
この規定は、平成15年４月１日から施行する。
附　則
この規定は、平成21年６月１日から施行する。

第６条関係

徽章の形状について

第３条第１項第７号の徽章の形状は次のとおりとする。

１　ポンプ車操法の部

株式会社東京ボタンＸ２（45）操法記章

（裏面）

優秀賞
H**白馬村ポンプ車操法
指揮者

（裏面）

優秀賞
H**白馬村ポンプ車操法
１番員

（裏面）

優秀賞
H**白馬村ポンプ車操法
２番員

（裏面）

優秀賞
H**白馬村ポンプ車操法
３番員

（裏面）

優秀賞
H**白馬村ポンプ車操法
４番員

２　小型ポンプ操法の部

株式会社東京ボタンＸ５（45）操法記章

（裏面）

優秀賞
H**白馬村小型ポンプ操法
指揮者

（裏面）

優秀賞
H**白馬村小型ポンプ操法
１番員

（裏面）

優秀賞
H**白馬村小型ポンプ操法
２番員

（裏面）

優秀賞
H**白馬村小型ポンプ操法
３番員

消防ポンプ操法大会優秀賞に関する申し合わせ事項

平成21年6月5日

１　表彰の区分

表彰の区分は次のとおりとし、その区分ごとに、最も優秀な成績を収めた者１名を表彰する。

⑴ポンプ車操法の部

ア　指揮者

イ　１番員

ウ　２番員

エ　３番員

オ　４番員

⑵小型ポンプ操法の部

ア　指揮者

イ　１番員

ウ　２番員

エ　３番員

２　受章者の決定

１の区分ごとに次により順位を決定し、最も優位である者を受章者とする。

⑴「隊員別審査表」の減点数の小なる者を優位とする

⑵⑴の点数が同じ場合は、隊員別審査の減点数の合計に所要時間の減点又は増点を加算、それに総合評点を加算し、減点数の小なるチームに属する者を優位とする

⑶⑴及び⑵の点数が同じ場合は、「総合審査表」の減点数の小なるチームに属する者を優位とする

⑷⑴～⑶の方法によっても順位が決定しない場合は、審査会にはかり審査長が優位を決定する

白馬村消防ポンプ操法大会配置図（開閉会式）
岩岳駐車場

白馬村消防ポンプ操法大会配置図（大会レーン）
岩岳駐車場

# 大北地区消防ポンプ操法大会審査要領
# （平成２４年度）

二重下線加除訂正　白馬村版

１．この要領は、大北地区消防ポンプ操法大会（以下「操法大会」という。）の審査について必要な事項を定める。

２．審査員は、次のとおりとする。

(1)審　査　長　　　　　　　　　　　　１名
(2)審査班長　　　　　　　　　　　　　１名
(3)審　査　員　　総合審査員　　　　　６名
　　　　　　　　行動審査員（各操作員に１名）
　　　　　　　　　　自動車ポンプ　　　５名
　　　　　　　　　　小型動力ポンプ　　４名
　　　　　　　　計時審査員　　　　　　２名
　　　　　　　　計器審査員　　　　　　２名
　　　　　　　　記録・集計　　　　　　２名

３．審査員所掌事務

(1)審査員の所掌事務は、審査長の指示に従い、審査要領に基づき公平に担当区分の審査を行う。
(2)審査基準は、「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」の操法大会審査要領に基づくほか、「別記大北地区消防ポンプ操法大会審査員調整事項（平成 24 年度）」による。

４．操法の要領

「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領」の消防操法実施要領による。

５．使用機械器具

(1)操法大会使用の機械器具は、出場隊の持ち込みとし、規格は「長野県消防ポンプ操法大会審査要領」の定めるところによる。
(2)器具点検
ア　ホースは、大会開始前に審査員の検査を受け、適正と認められてものを使用する。
イ　他の機械器具は、事前検査はないが入場後前記(1)の規格と著しく異なると審査班長が認めるものは、使用することができない。
（この場合、審査班長は機械器具の交換を命ずることができる。）

６．出場隊の服装

長野県消防操法大会に準ずる。

７．服装及びホースの点検

審査員は、大会開始前に選手名簿により出場選手・服装及びホースの点検を行い、その結果を審査長に報告する。

８．審査

(1)審査員共通事項
ア　操法要領及び審査要領は、「長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領操法大会審査要領」に基づくので、審査員はよく内容を読むこと。
イ　審査要領中注意しなければならない事項については、「別記大北地区消防ポンプ操法大会審査員調整事項（平成 24 年度）」にまとめたので、よく読むこと。
(2)総合審査員の基本的視点
下記項目を主な視点として採点する。

ｱ　行動審査表の減点項目にはないが重要と考えられる事項
ｲ　行動審査表の減点項目にある重大な過失
ｳ　操法全般のまとまり
ｴ　隊員全体の動作のバランス
ｵ　審査項目事項
(ｱ)規律、節度
消防訓練礼式の基準とおりに行っているかを審査。
①集合・待機線における整頓要領
②各個動作
（基本の姿勢、休めの姿勢、方向変換、駆け足、敬礼等）
③部隊動作
（集合、乗車、解散等の協調性）
④誇張
（明らかな誇張動作は減点の対象となる）
(ｲ)敏捷性
素早い動作、鋭い動作、積極的な走り方を審査。
①諸動作の鋭さ
②各動作の流れ
③タイムに関係しないところでの手抜き
(ｳ)士気
士気と誇張とは全く違うものである。指揮者の号令、隊員の呼称等の活発さを審査。
①指揮者の号令
②隊員の気合い
③不要な態度
(ｴ)安全性
操作の荒さや転倒、けとばし等を審査。
①操作の荒さ
②ホースの持ち運び（３点支持等）
③基本注水姿勢
④服装の乱れ
⑤転倒、けとばし、踏みつけ
(ｵ)操法遵守度
要綱とおりに操法がされているかの内、総合審査では、熟練度と下記の事項を審査。
①ホースライン
②開始合図前の動き
③第３結合の距離の過不足
④協調した操作
⑤斉一な動作
⑥操作方法の明らかな誤り
⑦経路の明らかな誤り
(3)総合審査員は、「総合審査表」に基づき共同動作及び連けい動作等を採点する。
(4)行動審査員の基本事項
各番員審査員は、審査表にある項目のみを減点し、項目にないものは減点しないこと。
特に、共同動作等については行動審査員の審査対象外の内容なので注意すること。
(5)計時審査員の採点は、２名の審査員の平均点とする。

# 別記　大北地区消防ポンプ操法大会審査員調整事項（平成 24 年度）

## 第１　審査の原則

１　長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領操法大会審査要領（平成 24 年４月）Ｐ48「審査等の確認メモ」の【原則】により審査を行うこと。

## 第２　総合審査員に関する調整事項

１　ポンプ車と小型ポンプに共通する事項

(1)長野県消防ポンプ操法大会操法実施要領操法大会審査要領（平成 24 年４月）Ｐ38〜49 の文章中「〜すること。」（〜しないこと。）の記載のみで「〜しなかった場合」（〜した場合）における減点の有無が記載されていない事項の解釈は基本的に、減点対象となる。

Ｐ42「吸管控え綱」の②の「また、・・・」以降については、共同動作の斉一に関する事項であることから、不斉一の場合は総合審査の減点対象となる。

(2)ホースの穴あき（漏水）は減点しない（ただし、常識の程度とする。）。

(3)放水中止時、ノズルに小石の詰まり等による多少の水漏れは減点しない。

（ただし、県大会は減点となる。）〔長野県操法要領Ｐ40「筒先」の⑭による〕

(4)結合部の引きづりは総合で減点する。

(5)大会当日、競技レーンでの練習は認めない。総合審査員が練習と認められる行為が行われた場合は 10 点の減点とする。また、アップをする場所は、分団テント裏または会場外に限定する（H21 年度）。

(6)事故防止のため下着を着用する（丸、Ｕ首の半袖シャツとする。）。また、靴下はくるぶしの隠れるものとする。

(7)ヘルメットの下に略帽はよい。

(8)出場隊の服装は、手袋及び靴を含めて出場隊ごとに統一すること。

２　総合審査の減点調整

(1)転倒等の大きな事象があった場合は、総合審査員全員に周知して減点の調整確認をとる。

転倒等下記の大きな事象（例）を確認した審査員は、審査用紙回収前に審査長に報告、審査長は総合審査員を集合させ事実を伝達する。減点数及び減点項目は各総合審査員の判断とする。〔長野県操法要領Ｐ48 共通事項⑥〕

※大きな事象（例）

①転倒

②自動車でホース結合をしていない放口の解放

③標的の間違い

④負傷して出血

⑤規定外送水圧力に該当する事項〔長野県操法要領Ｐ43「機関」の⑦〕

⑥会場内で練習した場合

## 第３　総合審査員及び番員審査員に共通する調整事項

１　ポンプ車と小型ポンプに共通する事項

(1)エンジン試始動については下記のとおりとする。

ｱ　試始動は、指定場所で行うこと。

ｲ　開会式中の試始動は禁止とする。

ｳ　試始動は他チームの出場準備中に行うこととし、操法実施中の試始動は禁止とする。

エ　上記ア～ウについて違反した場合は失格とする。
(2)ゼッケンは本部で用意、また吸管補助員は「補」を着ける、服装も選手と合わせる。
(3)番員に事故があったときは、補欠員を原則とするが補欠員以外の者を出場させるときは、受付の際に申し出ること。
(4)ホースは乾燥したものを使用する、器具点検時または競技開始前に水滴が認められた場合はその場で交換。
（ホースは乾燥したものを使用する。器具点検後は通水しないこと。）
〔長野県操法要領Ｐ48 共通事項②〕
(5)活動服の第一ボタン（首部）は止めることの扱いは、チームで統一することとし、その扱いを受付の際に申し出ること。
(6)ホースキャップ後のホース、ポンプ側は折り返しても、折り返さなくてもよい（審査対象外）。
(7)軽量ソフト吸管は使用できない。
(8)筒先の背負いひもを出場選手の体型に合わせて調整した結果、余分な部分があった場合、安全性を確保するため、その部分をテープなどにより背負いひもに結束することは認める。
(9)とび口の下端から 10 ㎝の位置に、ゴムやテープ等の張り物による目印はしないこと。

2　自動車の部に関する事項
(1)ホース棚、横に倒れないようにする縦板は使用しない。またホースごと角度を変えることなく床に対して直角に置く。〔長野県操法要領Ｐ43「全般」の③〕
(2)ポンプ車の冷却水バルブは閉めておくこと。
(3)吸管操作に支障がある場合は、はしごを事前におろしてよい。
(4)ポンプ車、蛇菅等で計器が見づらくならないようにする。
(5)出場準備の際、車の誘導員以外は伝令停止線より前に出ないこと。

3　小型ポンプの部に関する事項
(1)冷却水を受けるポリタンク等が倒れないよう補助員をつけてもよい。服装は選手と同一でなくてもよい。
(2)小型ポンプ下部にオイルマットを敷いてもよい。
(3)出場準備の際、必要以上に小型ポンプより前に出ないこと。
(4)真空オイルホースが脱落した場合も、そのまま競技を続行する（減点はしない）。

第４　番員審査員に共通する調整事項
番員の器具確認は手を触れることなく行い、移動等が必要な場合は該当選手に行わせる。

第５　進行手順の確認等
(1)審査班長は、出場順１番のチームのみ、行動・総合・計器・計時各審査員の点呼をとる。
①操作員が待機線につく。
②行動審査員は、担当操作員の使用器具を確認する。
③総合審査員３は、放送者に手を挙げて合図する。放送者はこの合図を確認したら手を挙げる。
④放送者「出場順〇番、〇〇分団〇〇チーム」
⑤ラッパ吹奏
⑥総合審査員３は、ラッパ吹奏後審査班長に向けて手を挙げて合図する。
⑦審査班長は、総合審査員３からの合図に手を挙げ、「操法開始」の号令とともに旗を揚げる。

第６　強風時の標的確保及び計時審査（風により標的が倒れる状態時の対応）

(1)運営員は、標的を倒れないように支え、放水直前に手を離し待避する。
(2)計時審査員は、標的確保員待避後に放水によらないで標的が倒れた場合は、標的の輪を水の塊が通過した時点を有効放水とする。

# 白馬村消防ポンプ操法大会　会場等調整事項等（平成24年度）

第１　会場設営等
１　大会会場の設営
(1)コース上に水まきはしない。
(2)ラインはホワイトとする。
２　共通事項
(1)真空オイルを受けるおけ・排水ホース・缶は出場隊で準備する。
(2)ドレンコックは、排水後閉めて入場すること。
(3)ポンプ車の冷却バルブは、操作中閉めておく。
(4)水冷式小型ポンプの冷却水は、できるだけポリタンク等で漏水防止をする。
３　撮影・応援場所
撮影・応援場所は特に指定しないが、競技進行に支障をきたす箇所は禁止とし、本部・審査員の指示には必ず従うこと。

第２　漏水防止処置
１　排水作業等
(1)審査班長及び総合審査員は、アスファルト路面に水が溜まったら、整備員に排水作業を指示する。
(2)整備員は、ほうき・押し引きワイパー等で排水作業を行う（火点側・ポンプ側）
(3)火点側に防水シートは用意しない。
(4)整備員は、水槽及び補水用ホース等からの漏水に対処する。
２　ホースキャップ
(1)ホースキャップ・バケツは出場隊が準備し行う。
(2)機関員は、「おさめ」の号令によりホースを離脱後、キャップ員の用意するバケツにホース内の水を少し移し、ホースキャップをするのを待つ。
(3)機関側キャップ員２人（キャップを持つ人・バケツを持つ人）は、水槽の火点側右に折り膝で待機。審査班長の「収納」でバケツとホースキャップを持ち機関員の近くに移動（余裕ホースの内側・外側は自由）。ホース内の水を機関員がバケツに移すのを補佐。その後ホースキャップをして退場する。
(4)火点側キャップ員は、放水停止線より火点側の左に折り膝で待機（ポンプ車は２人）。審査班長の「収納」で筒先員の前方、放水停止線近くに移動し、筒先員が筒先をホースから離脱後、努めて早くキャップをして退場する。
(5)機関員及び筒先員は、キャップ後一連の操作を行う。
(6)ホースキャップをする間、操作員の動作については審査対象外とする。
(7)大会時雨天の場合は、ホースキャップをしない。
３　収納時、ポンプ車の機関員は、ポンプレバーに手を触れる操作を行う（実際にポンプレバーを抜くことはしない）。
４　吸管補助員は、収納時蛇篭を水槽から出して地面に置く操作は行わない。
操作員が集合線に集まる際に支障がある場合は、水槽内で吸管を動かして処理する。
（補助員が１人で処理できない場合は、出場隊が応援する。）
５　退場等

(1)ポンプ車は、ポンプレバーを入れたままコースを離れる。この時、吸管は出場隊の補助員又は応援により、持ったままコースを離れる（ポンプレバーを入れたまま走行できない車種は、コースを離れる直前にポンプレバーを抜く）。
(2)小型ポンプは、吸管を離脱することなく、出場隊の補助員又は応援により、吸管を持ったままコースを離れる。
(3)競技後のホースは、出場隊の応援により速やかにコース外に移動し、整備員が指定する箇所に排水する。

第３　大会上での注意事項
(1)本部テントへの団員の立ち入りは禁ずる。本部に連絡等がある場合には、分団代表者が行う。
(2)吸い殻入れ、ごみ袋等は各分団が用意する。
(3)各分団の待機場所は特に指定しないので、分団間で調整すること。
(4)競技場内に入る応援団員は、携帯電話等のエチケットを守ること。
(5)会場内での飲酒を禁ずる。

第４　練習にあたっての確認事項
(1)練習を競技会場（岩岳駐車場）で行っている分団については、公平性を確保するため、日常練習における競技レーンの使用を禁止する。
(2)いずれの分団も、競技レーンを使った事前練習を希望する場合は、１チームにつき２時間以内を目安にすることとし、重複を避けるために、チーム間で調整すること。この場合、日常練習を同会場で行っている分団とも調整を図ること。

第５　審査結果の開示に関する事項
(1)審査結果については、次の項目について開示する。
①隊員別審査の減点数
②総合審査の減点数
③所要時間の減点数又は増点数
④①～③の合計

第１部ポンプ車操法の部

| 順位 | 分団、チーム名 | 指揮者 | １番員 | ２番員 | ３番員 | ４番員 | 小計 | 総合 | 時間 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１位 | | | | | | | | | | |
| 第２位 | | | | | | | | | | |
| 第３位 | | | | | | | | | | |

第２部小型ポンプ操法の部

| 順位 | 分団、チーム名 | 指揮者 | １番員 | ２番員 | ３番員 | 小計 | 総合 | 時間 | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第１位 | | | | | | | | | |
| 第２位 | | | | | | | | | |
| 第３位 | | | | | | | | | |

(2)優勝チームについては、審査結果のすべてを開示する。

白馬村消防ポンプ操法大会における漏水防止処置について

平成２４年６月５日

１．ホースキャップ操作　※雨天の場合は、ホースキャップはしない

(1)ポンプ側

①　キャップ員２名（バケツ担当、ホースキャップ担当）は、水槽の火点側の右に折りひざで待機する。

②　キャップ員は、審査班長の「収納」の号令で、バケツとホースキャップを持って機関員の近くに移動する。

③　機関員（ポンプ車：４番員、小型ポンプ：３番員）は、指揮者の「おさめ」の号令によりホースを離脱した後、キャップ員が用意するバケツにホース内の水を少し移し、キャップ員がホースキャップをするのを待つ。

④　キャップ員は、機関員がホースを離脱し、ホース内の水をバケツに移すのを補佐（ホース内の水をバケツで受ける）し、その後、ホースキャップをして退場する。

(2)火点側（ポンプ車：２名、小型ポンプ：１名）

①　キャップ員は、放水停止線より火点側の左に折りひざで待機する。

②　キャップ員は、審査班長の「収納」の号令で、ホースキャップを持って筒先員の前方、放水停止線近くに移動する。

③　キャップ員は筒先員が筒先をホースから離脱した後、速やかにホースキャップをして退場する。

※　火点側では、バケツ等による漏水処理（排水時、収納時）を行わない。

２．吸管操作

①　吸管操作員は、収納時に蛇管を水槽から出して地面に置く操作を行わない

②　操作員が集合線に集まる際に支障がある場合には、補助員は水槽の縁を移動させて、操作員の邪魔にならない位置まで移動させる。

３．競技終了後

①　ポンプ車はポンプレバーを入れたままコースを離れる。この時、吸管は出場隊の補助員又は応援により、持ったままコース後方に移動し、水路に排水する。

②　小型ポンプは吸管を離脱することなく、出場隊の補助員又は応援により、吸管を持ったまま後方に移動し、水路に排水する。

③　ホースは、出場隊の応援により速やかにコース外に移動し、指定された箇所に排水する。

ポンプ操法指導会について

１．期　　日　　平成２４年6月１１日（月）　午後6時２０分集合

２．時　　間　　小型ポンプ　　午後６時３０分から午後７時３０分まで

　　　　　　　　ポンプ車　　　午後７時３０分から午後８時３０分まで

３．場　　所　　岩岳駐車場

４．指導方法及び時間配分

(1)小型ポンプ、ポンプ車それぞれにモデルチームを１チーム指定する

小型ポンプ：＿＿＿＿、ポンプ車：＿＿＿＿

(2)モデルチームがそれぞれの操法を行い、それを講師（大会当日の審査員）が本番同様に審査表を用いて審査する　・・・約１５分

(3)審査結果をもとに、減点対象項目とポイントを公表したうえで、要領に定められた事項と留意事項について指導する　・・・約２０分

(4)質疑については、事前に書面（別紙：ポンプ操法に関する質問事項）をもって本部に提出することとし（提出期限：６月８日（金）※厳守)、提出された質疑を中心に応答する（番手ごとに分かれて質疑応答）　・・・約１５分

５．その他

(1)時間厳守のこと

(2)照明は準備するが、足下は暗いので注意すること（選手の疲労を考慮すると、全力での操法は必要ない）

(3)レーンは本番用を用い、水槽は中部分団の練習用を用いる

(4)照明については、各分団の投光器、積載車、ポンプ車等で対応する

（スケジュール）

┗┗┗指導会┓┓┓

(1)小型ポンプ操法　午後６時３０分から午後７時３０分まで

(2)ポンプ車操法　　午後７時３０分から午後８時３０分まで

┗┗┗閉　式┓┓┓

(1)集合（丸山統括分団長）

(2)講評（北部消防署）

(3)団長あいさつ

(4)事務連絡

(5)わかれ

ポンプ操法に関する質問事項

平成２４年６月　　日

分団　分団長　氏名

| 種目及び番員 | 実施項目 | 質　疑 |
| --- | --- | --- |
| 小型ポンプ・ポンプ車<br><br>指揮者・　　番員<br>共通 | | |
| 小型ポンプ・ポンプ車<br><br>指揮者・　　番員<br>共通 | | |
| 小型ポンプ・ポンプ車<br><br>指揮者・　　番員<br>共通 | | |
| 小型ポンプ・ポンプ車<br><br>指揮者・　　番員<br>共通 | | |

提出期限：平成２４年６月８日（金）※厳守

# 放水競技実施要領

# 白馬村消防団

## 1　目的

火災現場における実践技術の向上を目的とする。

## 2　出場資格

白馬村消防団員であること。なおチーム編成は分団毎とする。

## 3　競技要領

①　使用器具は小型ポンプ２台、ホース５本、双口接手１個、中継マス１個（メス口なし）、筒先３本、吸管２本とし、規格等は「長野県消防ポンプ操法大会実施要領」等に定められたものとする。ただし、中継マスへの補水にあたっては、無反動管鎗の使用を認める。なお各機械器具は分団管理のものとし、ホースは二重巻きホースとする。

②　登録選手は１チーム８名とする。

※　吸管投入後の補助員の設置は認めない。（８名の中で対応）

③　出場選手はヘルメット、手袋を着用することとし、半袖の上衣は禁止とする。

④　伝達員は２名とし、１番のゼッケンを着用する。

⑤　ポンプ操作員は２名とし、２番のゼッケンを着用する。また、ポンプ操作員には機械操作に熟達した者をあてる。

⑥　伝達員は、主将会議において（ポンプ操作員を除いた６名の中から）抽選で指名する。

⑦　順位はタイム及び減点の合計によるものとする。

⑧　競技は３分以内とする。

## 4　操作要領

①　審査班長の「操作はじめ」により、選手は使用器具を指定位置に運び設置し、放水作業にかかる。~~ポンプ・中継マスの位置は標示する。~~

②　放水の開始は伝達員の伝達により行う。

③　第１線展長後、ホースへ筒先の取付けが完了したのち、筒先員は「放水はじめ」を合図し、伝達員はそれを復唱したのち、第１ポンプ側へ伝達する。

※　筒先員が「放水はじめ」の合図をする位置は問わない。ただし、全ての結合が完了した後に合図すること。結合完了前の合図は減点事項④（危険動作）として減点する。（以下第２線展長も同じ）

④　操作員は~~第１火点を倒したのち、~~中継マスへ~~そのまま~~給水する。

~~※　中継マスへの給水後に第１火点を倒すことは認めない。~~

⑤　第２線展長後、ホースへ筒先の取付けが完了したのち、筒先員は「放水はじめ」を合図し、伝達員はそれを復唱したのち、第２ポンプ側へ伝達する。

⑥　火点・ポンプ側とも伝達位置は表示する。（伝達位置は必ず線を越えること）

⑦　火点は５個所とし、５個所目の火点への放水が有効放水となった時点、又は審査員が失格事項と判断した時点で競技終了とする。

⑧　ポンプの操作は「長野県消防ポンプ操法実施要領」及び機械器具の取扱説明書等を参考にし、安全で確実な操作を心がける。

5　審査要領

①　審査班長の「操作はじめ」の「め」から、５個所目火点への放水が有効放水となる時点までのタイム（審査員２名の時間を加えてその平均とする（1/100 秒の位を四捨五入））によるものとし、審査会で順位を決定する。

②　審査長１名　審査班長１名　審査員２名　計時審査２名

6　失格、減点事項

（１）失格事項

①　３分を経過した時点で、全ての火点を倒せなかったとき。(時間超過)

②　危険行為等があった場合には、審査員は直ちに操作中止を命令し失格とする。

（２）減点事項（タイム加算）

①　伝達員の伝達する位置が指定位置に達していないとき。(伝達位置不適)　→　＋10 秒

②　伝達終了後のホースの離脱（結合不適）　→　＋10 秒

③　伝達前に放口コックをあけた場合（伝達前送水）　→　＋20 秒

④　審査員が危険であると判断した操作・動作　→　＋20 秒

⑤　機械器具の破損につながる操作　→　＋20 秒

※　伝達員が故意に伝達をしなかった（伝達線前の伝達を含む）と認められる場合は、（２）④を適用する。(あくまで審査員の主観で判断)

7　表彰

優秀なチームを表彰することとし、優秀なチームが２以上になる場合には、減点事項（６の（２））の小なるものを優位とする。

□凡例
H13 に新設されたルール又は統一事項
H14 に新たに取り決めたルール
H15 に新たに取り決めたルール
H20 に変更したルール
H22 に新たに取り決めたルール
H23 に新たに取り決めたルール
H24 に変更したルール

放水競技配置図

表示線

※　距離は目安

器具１：筒　先　１
ポンプ　１
ホース　１
吸　管　１

器具２：筒　先　１
ポンプ　１
ホース　３
吸　管　１
中継マス１

器具１又は２に設置できる器具
筒　先　　１
ホース　　１
双口接手　１

# 白馬村消防ポンプ操法大会出場選手報告書

平成２４年６月　　日

大会長
　白馬村消防団長　丸山　和之　様

分団　分団長　氏名

平成24年度白馬村消防ポンプ操法大会の出場選手を次のとおり報告します。

第１部　ポンプ自動車操法の部

チーム名

| | 階級 | ふりがな<br>氏　　名 | 年齢 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 主将 | | | | |
| 指揮者 | | | | |
| １番員 | | | | |
| ２番員 | | | | |
| ３番員 | | | | |
| ４番員 | | | | |
| 補　欠 | | | | |
| 補　欠 | | | | |

※　O脚等の申出事項がある場合は、備考欄に記入すること

※　６月８日（金）までに消防主任へ提出すること（FAX72-7001）

白馬村消防ポンプ操法大会出場選手報告書

平成２４年６月　　日

大会長
　白馬村消防団長　丸山　和之　様

分団　分団長　氏名

　平成24年度消防白馬村ポンプ操法大会の出場選手を次のとおり報告します。

第２部　小型ポンプ操法の部

チーム名

|  | 階級 | ふりがな<br>氏　　名 | 年齢 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 主将 |  |  |  |  |
| 指揮者 |  |  |  |  |
| １番員 |  |  |  |  |
| ２番員 |  |  |  |  |
| ３番員 |  |  |  |  |
| 補　欠 |  |  |  |  |
| 補　欠 |  |  |  |  |

※　O脚等の申出事項がある場合は、備考欄に記入すること
※　６月８日（金）までに消防主任へ提出すること（FAX72-7001）

放水競技出場選手報告書

平成２４年６月１７日

大会長

白馬村消防団長　丸山　和之　様

分団　分団長　氏名

放水競技の出場選手を次のとおり報告します。

チーム名

| | 階級 | ふりがな<br>氏　名 | 年齢 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | ポンプ操作員 |
| 8 | | | | ポンプ操作員 |

※　大会当日の主将会議時に提出すること

※　ポンプ操作員は、あらかじめ指定すること

※　伝達員（２名）は、ポンプ操作員を除いた６名の中から、当日のくじにより決定するので、本報告書のコピーを控えとして分団で所有すること